

育児休業中に転籍（転職）した場合の手続きについて

① 転籍（転職）後も引き続き育児休業を取得する場合
（雇用保険資格喪失後、1日の空白なく雇用保険資格取得）



★支給単位期間は、喪失事業所では離職日まで、取得事業所では取得日から1か月に変更になります。

重要!

★分割取得をする扱いとなるため、すでに育児休業を2回取得している方、1歳（1歳6か月）以降育児休業を延長している方は、取得した事業所で受給することは出来ません。

例) 育児休業開始日 令和6年1月1日

令和6年2月16日付け転籍、引き続き育児休業を取得

<手続きの順番>

転籍前の事業所

1 資格喪失手続き

転籍後の事業所

2 資格取得手続き

3 育児休業給付金

(1/1~1/31、2/1~2/15分) 手続き

・職場復帰日に資格取得日(2/16)記入

4 育児休業給付金

(2/16~3/15、3/16~4/15) 手続き

・(初回)育児休業給付金支給申請書を使用

・5欄は再度育休を開始した日を記入

・8欄過去に同一の子について育児休業を取得の有無「1」を記入

・休業開始時賃金月額証明書は不要

・育児休業申出書を添付



提出先は転籍前・後
それぞれの管轄ハローワーク
です。



② 転籍(転職)と同時に職場復帰をする場合

(雇用保険資格喪失後、1日の空白なく雇用保険資格取得)

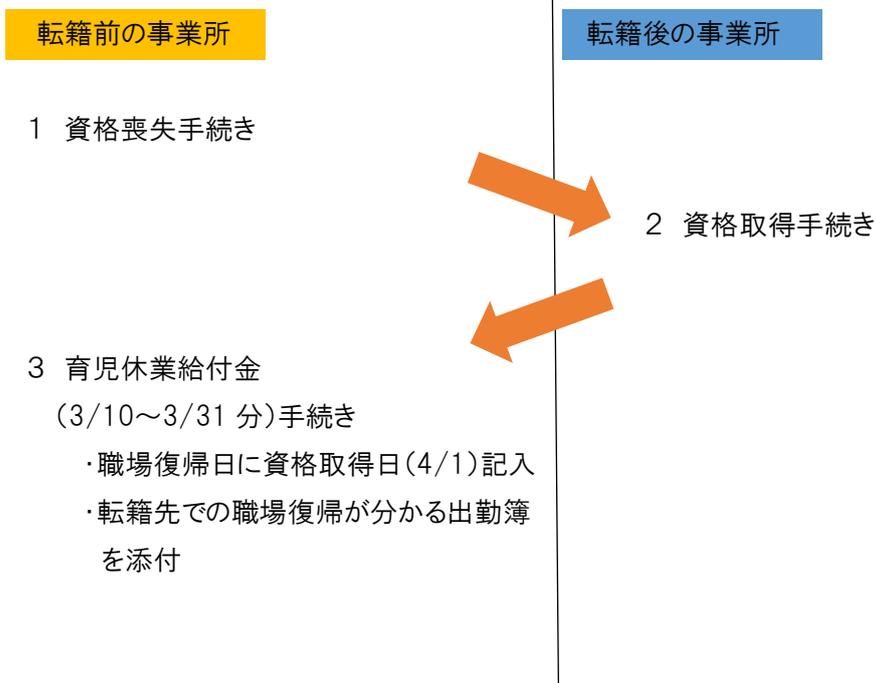


★支給単位期間は、離職日(職場復帰の前日)までとなります。

例)育児休業開始日 令和6年3月10日

令和6年4月1日付け転籍、引き続き育児休業を取得

<手続きの順番>



※育児休業給付金申請の際は休業期間中の出勤簿(もしくはタイムカード)と賃金台帳の添付が必要です。